

愛媛県今治市で発生している林野火災への緊急消防援助隊の派遣について  
(第1報)

消防組織法第44条<sup>(※)</sup>の規定に基づき、緊急消防援助隊広島県大隊として、次のとおり消防局から部隊を派遣しました。

## (※) 消防組織法第44条

消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条から第44条の3までにおいて「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

## 1 派遣部隊等

種別	車両	人員
救助小隊	西7号車	5名
消火小隊	西1号車	4名
	東2号車	4名
救急小隊	西救急1号車	3名
後方支援小隊	拠点機能形成車、くれ15号車	5名
合計	6台	21名

## 2 要請受信日時

令和7年3月25日（火） 17時30分（広島県消防保安課から要請）

## 3 派遣先、被害状況等（3月25日（火）10時現在）

- 派遣先：愛媛県今治市
- 災害種別：林野火災
- 焼損状況：山林約214ヘクタールを焼損
- 被害状況：人的被害1名（軽傷）、建物被害なし
- 避難情報：今治市及び西条市で延べ1,345世帯2,585名に避難指示を発令

## 4 これまでの活動内容

日時等	活動内容
3月25日（火）	
20:30	瀬戸田パーキングエリアにて広島県大隊集結し、現地へ向け出発